

令和2年3月2日

大臣官房官庁営繕部

大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、山形建設株式会社（法人番号 1390001002014）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 鶴岡 清史

契約第二係長 井上 泰行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
山形建設株式会社	1390001002014	山形県山形市清住町1-2-18

2 指名停止措置期間

令和2年3月2日～令和2年7月1日（4ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

上記事業者の専務取締役及び建築営業部次長は、山形県大石田町発注の消防分署建築工事の入札において、他の指名業者に対し、自社が受注できるよう入札価格を調整するなど談合を行った疑いで、山形県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第10号に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第10号

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上12ヵ月以内